

運輸要覧（総務部編）

令和6年版

目 次

総務部編

- I 運輸安全マネジメント・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 運輸安全マネジメント評価の実施イメージ・・・・・・・・・・3

I 運輸安全マネジメント

平成 17 年の JR 西日本福知山線脱線事故を契機に、運送事業者自らが経営トップから現場まで一体となった安全管理体制を構築し、それを継続的に改善していく取組みとして「運輸安全マネジメント」制度を平成 18 年 10 月から導入しています。あわせて、この制度の事業者の運用状況を国が「評価」することで安全風土の構築や安全意識の浸透を図っているところです。このほか、セミナーやフォーラム等で「安全マネジメント制度」の啓発を行うことにより、本制度は運輸事業者の間で概ね定着し、一定の効果をえています。一方、未だ取組の途上にある事業者も存在すること、事業者数の圧倒的に多い自動車輸送分野においては、相当数を占める中小事業者が評価対象外に留まっていること、近年の頻発化、激甚化する自然災害、テロ、感染症等への対応の促進等の課題があります。また、平成 28 年の軽井沢スキーバス事故や令和 4 年の知床遊覧船事故等の凄惨な事故を受け、貸切バス事業者や小規模海運事業者に対する安全・安心の確保への社会的要請も高まっています。

これらを踏まえ、国土交通省では運輸安全マネジメント制度の今後のあり方について議論を行い、平成 29 年 7 月に「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」を改訂し、今日的課題として「人材不足・高齢化」「自然災害・テロ・感染症」などへの対策を盛り込みました。また、この改訂で明記した「自然災害対応」へのガイダンスとして、令和 2 年 7 月に「運輸防災マネジメント指針」を策定し、「自然災害」への対応について、運輸事業者が参考とすべき考え方として公表しています。さらに、令和 5 年 3 月には、「安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施（運輸安全マネジメント評価）に係る基本的な方針」を改訂し、自然災害・テロ等への対応を評価において確認することや、中小規模事業者への本制度の更なる浸透や安全統括管理者の活動の支援等に重点を置き対応していくこととしています。

鉄道モードでは、令和 2 年度以降の評価実施方針が定められ、鉄・軌道事業者にあつては、6 年間で第三種事業者を除くすべての事業者を原則 1 回以上、索道事業者にあつては 8 年間で普通索道を可能な範囲で原則 1 回以上、特殊索道で評価実績の無い事業者の評価を行うこととしています。

自動車モードでは、関越道高速ツアーバス事故を受け、平成 25 年 10 月から評価対象外であった一定規模以下の貸切バス事業者に対しても簡易評価の対象とし、軽井沢スキーバス事故後の平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 年間で全ての貸切バス事業者に評価を実施しています。現在では新規許可事業者を中心に評価を実施しています。また、平成 30 年 4 月からは、運輸安全マネジメント制度の取組を更に促進させるため、トラック事業者及びタクシー事業者の適用範囲を拡大し、200 両以上の車両を保有する事業者を評価の対象としています。

海運モードにおいては、平成 24 年度末で管内の全事業者の評価を終了し、平成 25 年度からは一定規模以上の事業者を 2 期に分け 3 年連続で評価を実施しています。令和元年度からは向こう 6 年間の「中期評価実施計画」を策定し、概ね 3 年に 1 回定期的に評価を行うこととしました。また、知床遊覧船事故検討委員会において取りまとめられた「旅客船の総合的な安全・安心対策」において、令和 9 年度までの 5 年間で小型旅客船事業者（※）に対し運輸安全マネジメント評価を行うこととされ、これに基づき評価を実施しているところです。

中国運輸局では、当局職員による事業者への評価に加え、運輸安全マネジメント制度を周知すべく「運輸安全マネジメントセミナー」を毎年開催しています。また、運輸事業者の防災力を高めるため「運輸防災セミナー&ワークショップ」を令和 2 年度から開催しています。

（※）小型旅客船事業者とは、「平水区域以外の水域で総トン数 20 トン未満の船舶であつて 13 人以上の旅客定員を有するものにより人の運送をする不定期航路事業の許可を受けた事業者」をいう。

●令和5年度中国運輸局運輸安全マネジメント評価実施状況

モード別	本省評価	本省と運輸局 合同評価	運輸局 単独評価	計
鉄 道	0	0	3	3
自動車	2	1	6	9
海 運	0	2	20	22
計	2	3	29	34

●運輸安全マネジメントセミナー受講者数

モード別	令和5年度 ※対面	令和4年度 ※対面	令和3年度 ※オンライン
鉄 道	52	40	51
自動車	48	104	126
海 運	51	37	184
その他	0	0	22
計	151	181	383

※各コマ延べ人数。年度でコマ数・内容が異なる。

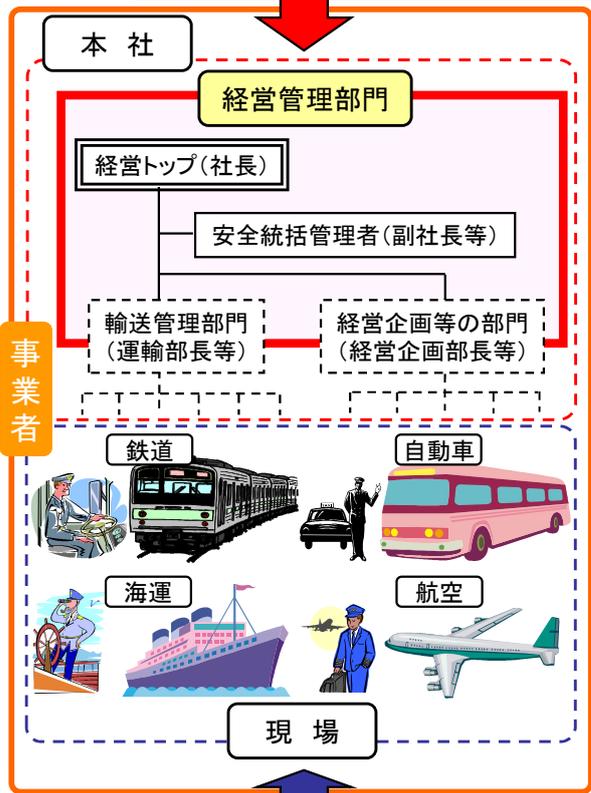
●運輸防災セミナー&ワークショップ受講者数

モード別	令和5年度 ※(上期)対面 (下期)オンライン		令和4年度 ※オンライン	令和3年度 ※オンライン
	上期	下期		
鉄 道	6	18	3	4
自動車	9	50	20	23
海 運	6	2	2	1
その他	0	0	0	9
計	91		25	37

運輸安全マネジメント評価の実施イメージ

国

運輸安全マネジメント評価＝本社等で経営トップ等へのインタビュー等により、安全管理体制の取組み度合いをチェック・評価及び助言



事業者

1. チェックの基本的考え方

▶事業者が構築した安全管理体制が、システムとして適切に機能しているかをチェック
→モード間に共通した手法

2. チェック項目の例

- ▶経営トップが、安全管理体制を具体的に把握し、現場の情報、課題等がフィードバックされる仕組みが構築されているか。
- ①安全に関する方針、目標が適切に設定されているか。
 - ②現場のヒヤリハット情報が社内でも共有されているか。
 - ③内部監査体制は機能しているか。
 - ④安全管理体制の適時適切な見直しの仕組みが構築されているか。等



1. チェックの基本的考え方

▶輸送行為の個別の要素(輸送施設、運転手等)の基準等の遵守状況及び事故防止対策の実施状況等をチェック
→モード固有の特性に応じた手法

2. チェック項目の例

- ①航空機・鉄道車両、諸施設が安全基準を満たしているか。
- ②適格な資格を有する運転・操縦者による運行・運航がされているか。
- ③現場における運行(航)の責任者(運行(航)管理者)が選任されているか。
- ④事故防止対策の実施状況が適切か。等

国

現行の保安監査＝本社や支社、営業所等の事務所や輸送現場等で、管理者への聞き取り、施設等への現認により、技術基準等への適合性等を含む輸送の安全の取組みをチェック・改善命令

運輸防災マネジメント指針の概要について

背景

- 自然災害の頻発化・激甚化
→輸送の安全の脅威に
- 運輸事業は国民生活・経済を支える重要インフラ
→災害時も事業継続が必要
- 運輸事業者の防災意識を一層向上させることが必要

「運輸安全マネジメント」の自然災害対応への活用

- 運輸安全マネジメントは、平成18年の制度開始以来、輸送の安全向上に実績
- 運輸安全マネジメントの基本方針及びガイドラインに「自然災害対応」を明記(H29)
- 自然災害への具体的な対応が必要

「運輸防災マネジメント指針」の策定

○自然災害対応に運輸安全マネジメントを活用するためのガイドランスの不在

「指針」を策定

- { 運輸事業者 }
・自然災害対応への取組(防災+事業継続(BCP))を促進
- { 国土交通省 }
・運輸安全マネジメント評価を活用して事業者の「防災マネジメント」の取組を評価し、運輸事業者の自然災害への対応の取組についてコンサルタント等の支援を実施



報道発表資料

防災力向上+事業継続を目指す取組

- “自然災害対応”は、被災時の被害を軽減する「防災」に加え、被災後、いかに安全を確保しつつ早期に復旧して事業を再開し、国民の生活と経済を支えるかという「事業継続」の取組。
- 自然災害にどう対応するかという危機管理に加え、事業継続に要する経営資源(人、モノ、資金等)の配分、優先事業の絞り込み等の経営判断を伴うため、経営トップが率先して対応することが必要。
- 経営層参画の下で定期的にマネジメントレビュー等を行い、PDCAサイクルによるスパイラルアップを行う。

平時の「備え」と迅速な初動

- 被災時に最も重要なのは迅速な初動。トップダウンによる危機管理体制が必要。遅れば遅れるほど被害は拡大する。
- 平時の「備え」が初動の成否を握る。災害は必ず来ると認識しハザードマップを参考にすると被書想定を行った上で、自社の拠点等が被災した場合の代替措置の検討も含め平時から準備することが肝要。準備に当たっては、災害種別ごとの対応の違いを意識する。予測が可能な台風・豪雨災害等においては、タイムラインを考慮した発災直前の備えも重要。

「備え」と初動①：関係者との連携等

- 即応体制(災害対策本部の設置)、対応要領、情報連絡体制、事業継続計画(BCP)等の整備が必要。
- 被災時には、地方自治体をはじめ、国の行政機関、関係事業者、事業者団体等の様々な関係者が総力で対応する。このため、これら関係者との緊密な「顔の見える関係」の構築が防災力を高める。

「備え」と初動②：教育と訓練

- 災害に遭うことが稀なため、実践的な訓練を定期的に実施し、振り返りを行うことが必要。他機関の訓練への参加や他事例に学ぶことも重要。
- 発災時の即応能力を向上させるためには、まず、社員には基本理念と基本動作を習得させ、応用力を訓練及びレビューで鍛えるよう取組むことが効果的。